

## ◆ ヤマト社員の労災認定

宅配大手「ヤマト運輸」の男性社員(当時45歳)が自殺したのは長時間労働などが原因だとし、妻が国に労災認定に基づき遺族補償年金などの不支給処分

20年12月17日読 売朝

の取り消しを求めた訴訟の判決が16日、名古屋地裁であった。井上泰人裁判長は「業務により発病した精神障害が原因で自殺に至った」として、処分の取り消しを命じた。

判決によると、男性は名古屋市内の事業所勤務だった2015年12月の時間外労働が月130時間を超えるなど長時間労働が続き、部下2人と自身が業務中に物損事故を起こしたのを機に精神障害を発病、16年4月に自殺した。

20年12月17日朝 日朝

### ■ ヤマト社員の自殺 労災認定

宅配最大手「ヤマト運輸」(東京)の男性社員(当時45)が自殺したのは業務の心理的負担が原因だったとして、遺族が国を相手取り、労災認定などを求めた訴訟の判決が16日、名古屋地裁であった。井上泰人裁判長は「業務による心理的負荷は精神障害を発病させるほどのものだった」と述べて労災と認定、労基署による遺族補償年金などの不支給決定を取り消した。判決によると男性は1999年に入社し、2015年9月から名古屋市の営業所でドライバーとして勤務。16年3月下旬ごろ精神障害を発病、同年4月に愛知県内で自殺した。